

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1789号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後										改 正 前									
別表第18の3 昇格時号給対応表 イ 行政職給料表昇格時号給対応表										別表第18の3 昇格時号給対応表 イ 行政職給料表昇格時号給対応表									
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給									昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1									1	1								
2	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)							
3	1									3	1								
4	1									4	1								
(略)										(略)									
81	37									81	37								
82	37									82	38								
83	38									83	39								
84	38									84	40								
85	39									85	41								
86	39									86	41								
87	40	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	87	42	(略)							
88	40									88	42								
89	41									89	43								
90	41									90	43								
91	42									91	44								
92	42									92	44								
93	43									93	45								
(略)										(略)									
125		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	125		(略)							
ロ・ハ (略)										ロ・ハ (略)									
ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表										ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表									
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給													
	2級	特2級	3級	4級		2級	特2級	3級	4級										
1	1				1	1													
2	1	(略)	(略)	(略)	2	1	(略)	(略)	(略)										
3	1				3	1													
4	1				4	1													
(略)																			
73	53				73	53													
74	53				74	54													
75	54				75	55													
76	54				76	56													
77	55				77	57													
78	55	(略)	(略)	(略)	78	57	(略)	(略)	(略)										
79	56				79	58													
80	56				80	58													
81	57				81	59													
82	58				82	59													
83	59				83	60													
84	60				84	60													
(略)																			
101	65				101	65													
102	65				102	66													
103	66	(略)	(略)	(略)	103	66	(略)	(略)	(略)										
104	66				104	66													
105	66				105	66													

106	66	(略)	(略)	(略)
107	<u>66</u>			
108	<u>66</u>			
109	67			
110	67			
111	67			
112	<u>67</u>			
113	<u>67</u>			
114	<u>67</u>			
115	68			
116	68			
117	<u>68</u>			
118	<u>68</u>			
119	<u>68</u>			
120	<u>68</u>			
121	<u>69</u>			
122	<u>69</u>			
123	<u>70</u>			
124	<u>70</u>			
125	71			

ホ・ヘ (略)

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1					
3	1					
4	1					
(略)						
108	81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
109	<u>81</u>					
110	82					
111	82					
112	82					
113	82					
114	82					
115	83					
116	83					
117	<u>83</u>					
118	<u>83</u>					
119	<u>83</u>					
120	84					
121	<u>84</u>					
122	<u>84</u>					
123	<u>84</u>					
124	<u>84</u>					
125	<u>85</u>					
126	<u>85</u>					
127	<u>85</u>					
128	86					
129	<u>86</u>					
130	86					
131	87					
132	87					
133	<u>87</u>					
134	88					
(略)						
169	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

106	66	(略)	(略)	(略)
107	<u>67</u>			
108	67			
109	67			
110	67			
111	67			
112	<u>68</u>			
113	<u>68</u>			
114	<u>68</u>			
115	68			
116	68			
117	69			
118	<u>69</u>			
119	<u>69</u>			
120	<u>70</u>			
121	<u>70</u>			
122	<u>70</u>			
123	<u>71</u>			
124	<u>71</u>			
125	71			

ホ・ヘ (略)

ト 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1					
3	1					
4	1					
(略)						
108	81	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
109	<u>82</u>					
110	82					
111	82					
112	82					
113	82					
114	<u>83</u>					
115	83					
116	83					
117	<u>84</u>					
118	<u>84</u>					
119	<u>84</u>					
120	84					
121	<u>85</u>					
122	<u>85</u>					
123	<u>85</u>					
124	<u>85</u>					
125	<u>86</u>					
126	<u>86</u>					
127	<u>86</u>					
128	86					
129	<u>87</u>					
130	<u>87</u>					
131	87					
132	87					
133	<u>88</u>					
134	88					
(略)						
169	97	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

チ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	(略)	(略)
2	1	1		
3	1	1		
4	1	1		
(略)				
69	33	27	(略)	(略)
70	<u>33</u>	27		
71	<u>34</u>	28		
72	<u>34</u>	28		
73	<u>35</u>	29		
74	<u>35</u>	29		
75	<u>36</u>	30		
76	<u>36</u>	30		
77	<u>37</u>	31		
78	<u>38</u>	31		
79	<u>39</u>	32		
80	40	32		
(略)				
95	51	37	(略)	(略)
96	52	<u>37</u>		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	<u>38</u>		
100	56	<u>38</u>		
101	57	39		
102	57	<u>39</u>		
103	<u>57</u>	<u>39</u>		
104	58	<u>39</u>		
105	<u>58</u>	<u>39</u>		
106	<u>58</u>	40		
107	<u>59</u>	<u>40</u>		
108	<u>59</u>	<u>40</u>		
109	<u>59</u>	<u>40</u>		
110	<u>60</u>	<u>40</u>		
111	60	41		
112	<u>60</u>	<u>41</u>		
113	<u>61</u>	<u>41</u>		
114	<u>61</u>	<u>41</u>		
115	<u>61</u>	<u>41</u>		
116	62	42		
117	<u>62</u>	<u>42</u>		
118	<u>62</u>	<u>42</u>		
119	63	<u>42</u>		
120	63	<u>42</u>		
121	<u>63</u>	43		

リ (略)
備考 (略)

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	(略)	(略)
2	1	1		
3	1	1		
4	1	1		
(略)				
69	33	27	(略)	(略)
70	<u>34</u>	27		
71	<u>35</u>	28		
72	<u>36</u>	28		
73	<u>37</u>	29		
74	<u>37</u>	29		
75	<u>38</u>	30		
76	<u>38</u>	30		
77	<u>39</u>	31		
78	<u>39</u>	31		
79	<u>40</u>	32		
80	40	32		
(略)				
95	51	37	(略)	(略)
96	52	<u>38</u>		
97	53	38		
98	54	38		
99	55	<u>39</u>		
100	56	<u>39</u>		
101	57	39		
102	57	<u>40</u>		
103	<u>58</u>	<u>40</u>		
104	58	<u>40</u>		
105	<u>59</u>	<u>40</u>		
106	<u>59</u>	40		
107	<u>60</u>	<u>41</u>		
108	<u>60</u>	<u>41</u>		
109	<u>61</u>	<u>41</u>		
110	<u>61</u>	<u>41</u>		
111	<u>61</u>	41		
112	<u>61</u>	<u>42</u>		
113	<u>62</u>	<u>42</u>		
114	<u>62</u>	<u>42</u>		
115	<u>62</u>	<u>42</u>		
116	62	42		
117	<u>63</u>	<u>43</u>		
118	<u>63</u>	<u>43</u>		
119	63	<u>43</u>		
120	63	<u>43</u>		
121	<u>64</u>	43		

リ (略)
備考 (略)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					
別表第18の4					
昇給号給数表					
昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（第24条の2に規定する職員にあつては、3）	2	0
	<u>2以上</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	0

備考 (略)

改正前					
別表第18の4					
昇給号給数表					
昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4（第24条の2に規定する職員にあつては、3）	2	0
	<u>4以上</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	0

備考 (略)

--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第18の3の規定は、平成28年4月1日から適用する。
(昇格時号給対応表の改正に関する経過措置)
- 3 平成28年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 4 施行日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。